

経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第33条)



《ダイジェスト版》

2024年6月



全国信用協同組合連合会

1. 経営強化指導計画の策定にあたって

当会は、ぐんまみらい信用組合が地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識の下、2012年12月に当会の資本増強支援を行うにあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律を活用いたしました。

こうした資本増強により、ぐんまみらい信用組合の財務基盤の充実と金融仲介機能の強化が図られ、これまで以上に地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上がなされることとなりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が縮小する中で特に観光地の回復は目覚ましいものの、材料や燃料コストの上昇や円安の影響により先行き不透明感が増すなか、主要なお取引先である中小規模事業者を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。

当会といたしましては、ぐんまみらい信用組合が、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対しまして、充実した金融仲介機能の発揮を通じて地域経済の再生・活性化に資することができるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「経営強化指導計画」に基づく強力な指導を含め、全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

2. 前計画の総括

当会では、2021年4月から2024年3月までの3カ年において、前経営強化指導計画に基づき、ぐんまみらい信用組合の計画達成に向けた取り組みへの指導を行ってまいりました。

この間、ぐんまみらい信用組合では、プロパー融資残高の増強に加え、店舗網の再編及び事務効率化等によって経営資源の集約を図ったことにより、コア業務純益は每期計画を上回る水準で推移、最終年度においても計画を達成することができました。

一方、組合の使命である中小規模事業者向けの貸出残高は、これまで相応に発生させてきた信用コスト抑制のための対応に注力せざるを得なかったことなどもあり、目標を下回る結果となりました。

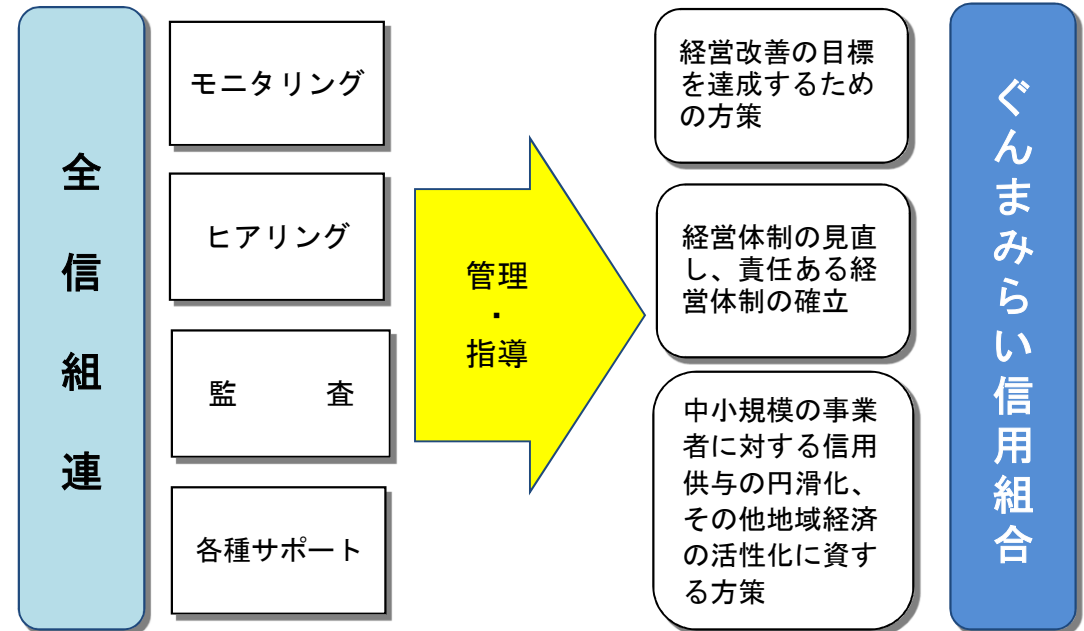
このため、ぐんまみらい信用組合の新たな経営強化計画の策定にあたっては、営業推進態勢の強化・経営の効率化・信用コストの削減等を含む更なる経営改善に向けた対応策の策定について双方向の議論を通じ検討を重ねてまいりました。

当会では、引き続き、より詳細なヒアリング等を通じて経営強化計画の進捗管理に努めていくとともに、共通した課題認識の醸成及び具体的な改善策の検討、実効性ある施策実施に繋げていくための指導・助言に取り組んでまいります。

また、課題等に応じまして、他部署と連携したサポートに取り組んでまいりますほか、必要に応じて外部人材・ノウハウの活用を含めた指導・助言を講じ、経営強化計画の達成を図ってまいります。

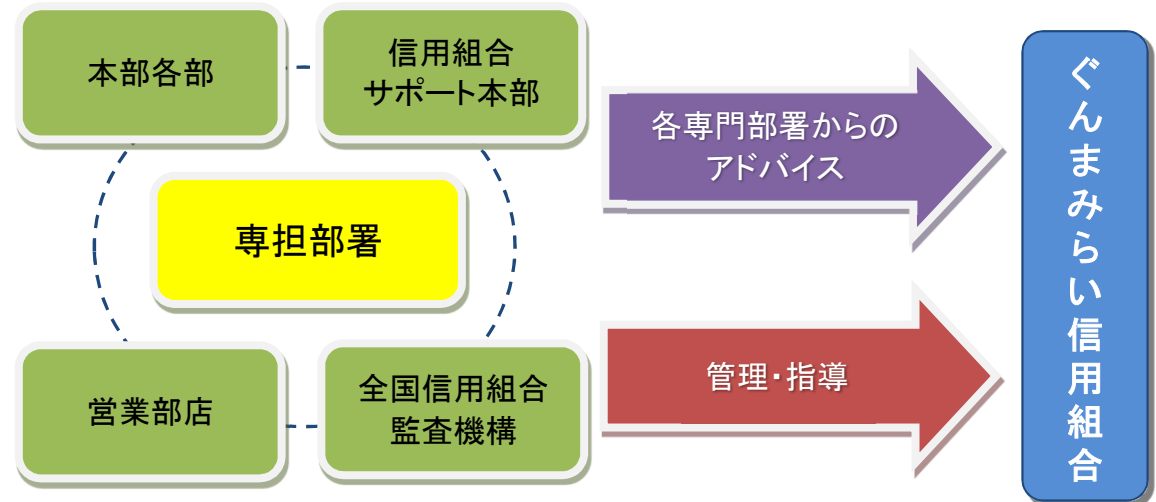
3. 経営指導方針

- (1) ぐんまみらい信用組合の経営強化計画の着実な履行をサポートするとともに、中小規模事業者への金融円滑化や地域経済の活性化に向けた取り組みについて、適時・適切に指導してまいります。
- (2) ぐんまみらい信用組合が経営強化計画に沿って確実に利益剰余金の積み上げを図り、優先出資の返済が計画どおりなされるよう、最大限の指導を行ってまいります。



4. 経営指導体制

専担部署が信用組合サポート本部、本部各部、管轄営業店及び全国信用組合監査機構と連携してサポートに取り組み、モニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。



5. 経営指導のための施策

①経営強化計画の進捗管理

- ・ 履行状況報告等を通じた進捗状況の管理と指導の実施

②モニタリング、ヒアリング

- ・ 経営状況やリスク管理状況に関する定量・定性的な分析を通じた状況把握と指導の実施
 - 「トップとの協議」、「定期ヒアリング」、「所管部署別ヒアリング」、「出向者協議会」等

③全国信用組合監査機構による検証・指導

- ・ 全国信用組合監査機構の監査により、経営実態把握と経営改善に向けたアドバイスの実施

④計画達成に必要な措置

- ・ 経営態勢強化を図るため、必要に応じた人的支援の実施
- ・ 取引先の事業再生支援に向け、各関係団体との連携強化や「しんくみりカバリ」の活用等によるサポートの実施
- ・ 資金運用をサポートするため、随時相談に応じるほか、必要に応じた指導・助言等を実施

6. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

(1) 信託受益権の額

劣後信託受益権 75億円

(2) 算定根拠

ぐんまみらい信用組合の財務基盤の強化を図り、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が可能となる額

(3) 内容

1	信託	ぐんまみらい信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時元本	75億円
4	劣後配当の方法	<ul style="list-style-type: none">・実績配当（非累積）・信託有価証券等により生ずる配当金、利息その他これに準ずる収益から以下を控除した額<ul style="list-style-type: none">①優先受益権配当②信託借入金利息③優先受益権配当準備金積立金④信託借入金元本返済金
5	信託設定日	2012年12月28日
6	受益権譲渡日	2012年12月28日
7	信託予定期間	25年（延長可能）
8	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存優先受益権元本の割合に応じた数とする

～金融機能強化法を活用したスキーム(信託方式)～

